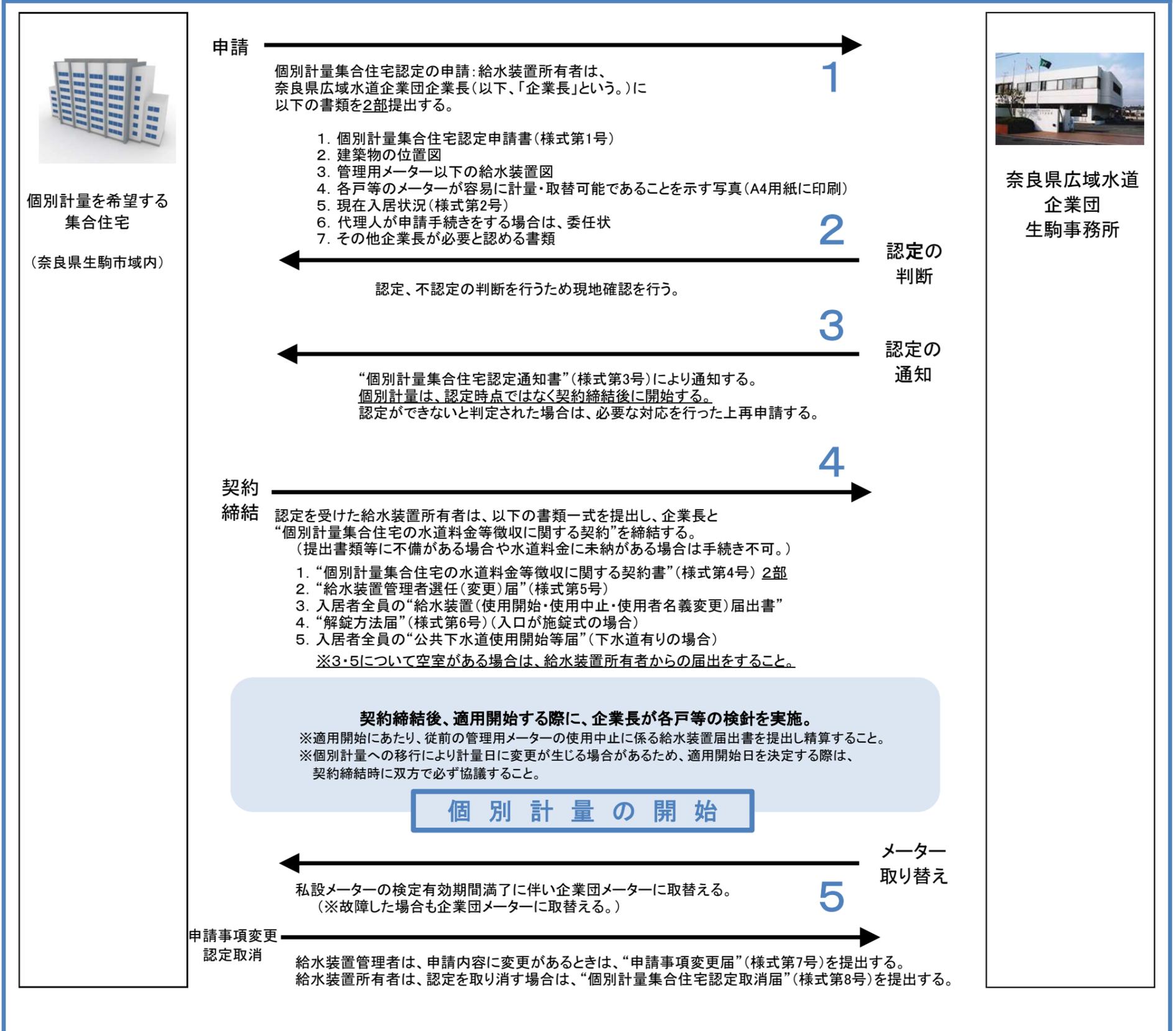


個別計量集合住宅に関する取扱フロー

個別計量 集合住宅 の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・当該建築物の給水装置は、直結式であること。 ・奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例に基づく給水装置設置工事に係る手続きを行い、承認を得たもの。 ・奈良県広域水道企業団給水装置工事施行基準に基づく材質及び構造であること。 ・私設メーターについては、奈良県広域水道企業団生駒事務所のメーターと同一規格、かつ検定満了期間内のもので、正常に作動していること。 ・施錠式の集合住宅を含め、個別のメーター計量、開閉栓、メーター取替等の業務が支障なく行えること。 ・管理用メーターを経由する蛇口についてはすべてメーターで計量できること。 <p>※上記基準を満たすために改造工事を行う場合は、個別計量集合住宅認定の申請について事前に協議すること。 なお、個別計量集合住宅の認定申請手続きは、工事竣工検査後に行う。</p>
------------------------------	--



適用後の計量	<ul style="list-style-type: none"> ・計量は、約2カ月ごとに実施し、この計量結果に基づく水道料金等を個別計量集合住宅の各水道使用者に請求する。 ・管理用メーターで計量した使用水量と各戸等メーターで計量した使用水量の総和との差が管理用メーターで計量した使用水量の100分の8を超えるときは、企業長は、当該使用水量の差を管理用メーターで算定した水道料金等相当分として給水装置所有者に請求する。
給水装置管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・給水装置所有者は、給水装置管理者を兼ねることができる。 ・給水装置管理者を変更した時は“給水装置管理者選任(変更)届”により企業長に届け出なければならない。 ・給水装置管理者は、各入居者が転入、転出する際に、水道の使用開始又は中止等の届出に協力すること。 ・給水装置管理者は、名義変更などの異動がある場合についても同様の取扱いとする。 (※各入居者の水道使用開始日又は中止日、氏名等の届出に必要な事項について把握しておくこと) ・水道料金等の精算事務に協力すること。 ・給水装置管理者は、給水装置、管理用メーター及び市計量メーターについて維持管理しなければならない。 ・給水装置管理者は、給水装置に漏水等の異常があるときは直ちに必要な措置を講じること。
水道料金等	<ul style="list-style-type: none"> ・各入居者が水道料金等を納入期限までに納付しない時は、企業長は当該入居者に対する給水を停止することができる。 ・共同設備、散水栓等部分及び管理用メーターとの差水量に係る水道料金等を給水装置所有者が納入期限までに納付しないときは、企業長は、給水装置所有者に対して給水を停止することができる。また、この場合は個別計量集合住宅の認定を取り消すことができる。